

健康保険料率を改定します

● 一般被保険者（現役社員）の場合 ●

〈現行の健康保険料率〉

〈改定後の健康保険料率〉

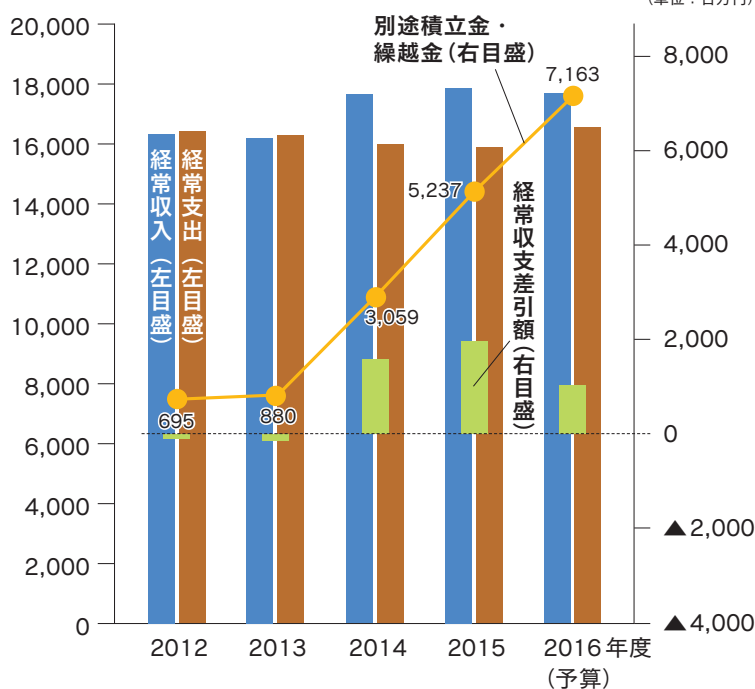
2016年度			
80 / 1000	負担割合	被保険者 34.2 / 1000	事業主 45.8 / 1000



2017年4月度給与分から			
68.4 / 1000	負担割合	被保険者 34.2 / 1000	事業主 34.2 / 1000

（グラフ）最近5年間の経常収支状況と別途積立金等の推移

（単位：百万円）



当健保組合の現在の保険料率（被保険者負担分＋事業主負担分）は千分の80となっており、一般被保険者のみなさまが負担する保険料は千分の34・2、事業主負担は千分の45・8となっております。この事業主の高負担率によって、当健保組合の財政状況の指標となる別途積立金等は本年度末時点で約70億円になるまで改善する見込みです（グラフ）。

これは、当健保組合にとっては良好な傾向ではありますが、一方で事業主にとっては、この社会保険料負担等の福利厚生費は会社の財務状況に極めて大きな影響を与えているのも事実です。国内経済は緩やかな回復基調が継続しているとはいえ、国際事情に目を転じれば、先行きが不安視される要因も少なくありません。

このような状況などを鑑み、事業主より健康保険料の負担割合について被保険者と事業主で折半する変更案が提出されました。この事業主提案は「保険料率は事業主と被保険者が折半する」という法令上の原則に基づくものであり、当健保組合としても事業主の高い保険料負担によって、これまで多額の別途積立金が蓄積されている経緯も踏まえた検討を行い、先の組合会に

任意継続および 特例退職被保険者の保険料

において、当健保組合の保険料率を2017年3月分保険料（4月度給与分）より千分の80から千分の68・4に引き下げ改定したうえで、一般被保険者のみなさまが負担する保険料率は現行のまま千分の34・2とし、事業主負担を千分の34・2と変更することが承認されました。

なお、任意継続および特例退職被保険者のみなさまの保険料率は千分の68・4となりますが、これと同時に特例退職被保険者のみなさまの標準報酬月額額は41万円に改定されます。それぞれの2017年度の保険料額については本誌16頁（最終頁）の健保揭示板に掲載しておりますので、そちらでご確認ください。

当健保組合を含めた健康保険組合全体を取り巻く環境は、高齢化の進展、医療費の増大、関係制度の改編によって、年々変化をしております。今後も当健保組合の財政状態をみながら、来年度以降も必要に応じて適時、適切に保険料率の検討を実施してまいりたいと考えております。